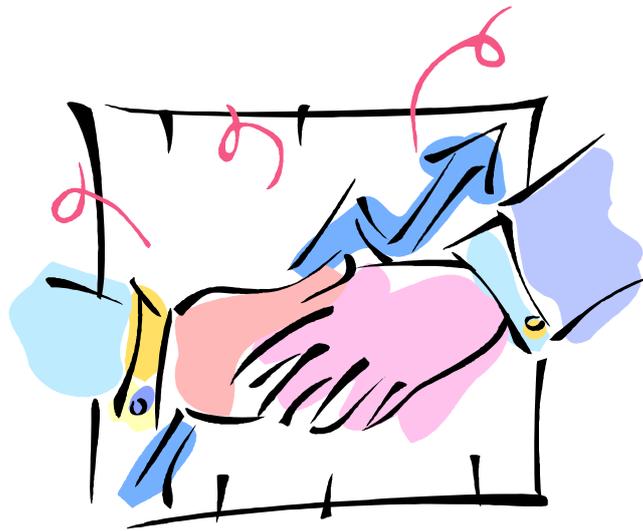


平成23年度
武蔵村山市協働事業提案制度
提案事業審査報告書



平成23年12月

武蔵村山市市民協働推進会議

目 次

はじめに	1
1 協働事業提案制度の概要	2
2 選考に至る経過	3
3 審査基準	4
4 平成23年度協働事業提案制度の募集内容	6
5 平成23年度提案事業の審査結果及び理由	8
6 平成23年度提案事業内容	10
(1) 小学生への花育と豊かな環境づくり		
グラシオス プラント パートナー	11
(2) 市民映画会「春夏秋冬」		
キネマむらやま	14
(3) 市民後見人養成講座テキスト作成事業		
特定非営利活動法人 シニアメイトサービス	18
(4) ちびっ子名人育成プロジェクト		
特定非営利活動法人 むさしむらやま子ども劇場	21
(5) JC万博 2012(仮称)事業		
社団法人 立川青年会議所	24
資料編	29
資料1 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿		
資料2 武蔵村山市市民協働推進会議要綱		
資料3 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の書類選考要領		
資料4 市民協働推進会議における協働事業提案制度の公開プレゼンテーション実施要領		
資料5 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領		
資料6 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱		



はじめに

武蔵村山市では、協働のまちづくりを進めるため、平成17年度に『武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針』を策定し、協働の基本的な考え方や方向性が示され、平成18年度には協働事業を進めるための手引きとして『武蔵村山市市民協働推進マニュアル－パートナーシップのまちづくりをめざして－』が策定されました。

指針に掲げる市民協働の基本的考え方を具体的に実現するための第一歩として、平成20年度に「武蔵村山市市民協働まちづくり研究会」を設置し、その成果を『武蔵村山市市民協働まちづくり研究会報告書』にまとめ、研究会で抽出した諸課題を具体的に検討するために平成21年度に「武蔵村山市市民協働推進会議」を設置されました。

この「協働事業提案制度」は、平成22年3月の市民協働推進会議からの報告を受け、武蔵村山市が事業の実施に向けた検討を行い、今年度新たに導入されたものです。

これまで、「公共」に関わる多くの領域については、行政がその必要性を判断し事業を行うという手法が基本的に踏襲されてきました。しかし、社会経済情勢の変化に伴い住民ニーズが多様化し、複雑化した地域課題を解決するためには、これまでの行政主導による公共のあり方を見直し、新しい公共のあり方を創造していくことが求められています。すなわち、地域が抱える様々な課題を市民と行政で協力し合うことによって解決する「協働のまちづくり」の視点が不可欠です。

「協働事業提案制度」は、このような考えに基づき、地域の市民活動団体の専門性や柔軟性をいかした提案を基に、提案団体と市が協働して地域の課題、社会的課題の解決に取り組むものです。

地域における様々な課題の中には、市民や地域で活動されている団体だからこそ見えてくるものもあれば同時に、行政だけでは対応が困難な場合もあります。市政への市民参加を促進し市民による地域の課題、社会的課題の解決につなげ、暮らしやすい武蔵村山市の実現のために、この「協働事業提案制度」が、今後重要な役割を果たしていくものと考えます。

平成23年12月

武蔵村山市市民協働推進会議

1 協働事業提案制度の概要

平成23年度から創設された協働事業提案制度は、武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の営利を目的とせず社会貢献活動を行う団体（以下「市民活動団体」という。）の専門性や柔軟性等をいかした公益性の高い事業の提案を募集することにより、提案した団体が自主的に、又は市と協働して事業を実施することで、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目的とする制度です。

本制度は、将来の協働型事業の実施を目指す市民活動団体の育成を目的とした「団体育成型事業部門」と、事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図り市と協働して行う「協働型事業部門」の2種類の事業について募集がなされました。

「団体育成型事業部門」は、1事業当たり対象となる経費の30万円を限度として、また「協働型事業部門」は、1事業当たり対象となる経費の100万円を限度として補助金が交付されます。

2 選考に至る経過

平成23年度武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の選考過程は以下のとおりです。

●平成23年度武蔵村山市協働事業提案制度の周知

- ・市のホームページ「市民協働・男女共同参画」に掲載
- ・市報（9／15号）に掲載
- ・市施設に募集要項及び募集チラシの設置
 [市政情報コーナー/情報館えのき/緑が丘出張所/緑が丘ふれあいセンター/
 ボランティアセンター/各地区会館]
- ・提案事業の審査を行う「市民協働推進会議」の公募委員を募集（周知は上記に同じ）
- ・武蔵村山NPOネットワークにおいて制度概要及び募集を説明（H23.9.23）



●提案の募集

- ・募集期間 平成23年9月15日(木)から30日(金)まで
- ・提案件数 5件



●市民協働推進会議の開催

- ・提案事業の採択の適否を審査するため、市民協働推進会議を開催

回	開催日	内 容
第1回	平成23年 11月16日	委嘱書の交付/座長及び副座長の互選/推進会議に関する各要領等の 制定/提案事業の一次審査(書類選考) ◆提案のあった事業の一次審査(書類選考)を行い、提案団体からの プレゼンテーションを聴取する事業を選定した。
第2回	平成23年 11月28日	協働事業提案制度の提案事業の審査要領の制定 提案団体からのプレゼンテーション(3団体) ・中部地区会館401大集会室 18:30~20:10 ◆一次審査(書類選考)を通過した5団体のうち3団体の提案について 提案者がプレゼンテーションにより事業内容を説明。その後、推進会 議委員との質疑応答を行った。 ・プレゼンテーション時間:1団体20分以内 ・質疑応答時間:1団体10分
第3回	平成23年 11月29日	提案団体からのプレゼンテーション(2団体) 提案事業の二次審査 ・中部地区会館401大集会室 19:10~20:15 ◆一次審査(書類選考)を通過した5団体のうち2団体の提案について 提案者がプレゼンテーションにより事業内容を説明。その後、推進会 議委員との質疑応答を行い、二次審査を行った。
第4回	平成23年 12月12日	提案事業の審査及び提案事業審査報告書(案)の検討並びに決定 ◆プレゼンテーション及びこれに伴う質疑応答を行った5事業の採択 の適否について審査を行い、うち、3事業を採択すべき事業とした。

3 審査基準

平成23年度の採点方法は、一次審査（書類選考）、二次審査とも下記の審査基準に基づき各委員が採点し、委員の合計点により選定しました。

一次審査（書類選考）では、各委員の合計点数が満点合計の5割以上の事業を提案団体からプレゼンテーションを聴取すべき事業として選考し、二次審査では当該プレゼンテーション及びこれに伴う質疑の結果を踏まえ採点し、満点合計の6割以上の事業を採択すべき事業として検討しました。

審査項目	着眼点及び審査基準	配点基準	
協働の必要性	【必要性】 ◎提案内容は、地域課題、社会的課題等の市民ニーズを捉えているか。	十分に捉えている 5点 概ね捉えている 4点 普通である 3点 あまり捉えていない 2点 全く捉えていない 1点	
	【協働の手法・形態】 ◎課題解決の手法は、妥当性、先駆性、独創性等があるか。 ◇課題解決のために協働という手法が必要とされているか。 ◎課題解決に向け、地域等との必要な連携が図られているか。	十分に備えている 5点 概ね備えている 4点 普通である 3点 あまり備えていない 2点 全く備えていない 1点	
	【役割分担等の妥当性】 ◇提案団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。 ◎行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。	十分に妥当性がある 5点 概ね妥当性がある 4点 普通である 3点 あまり妥当性はない 2点 全く妥当性はない 1点	
	事業効果	【相乗効果】 ◇提案団体と市が協働することにより事業をより効果的（お互いを補完したり、お互いの特性を発揮したりすることにより、効果的な実施が可能となることなど）に行うことが期待できるか。	十分に期待できる 5点 概ね期待できる 4点 普通である 3点 あまり期待できない 2点 全く期待できない 1点
		【市民満足度】 ◎市民の満足度が高まり、具体的な効果・成果（質の高い又は多様なサービス等を受けることができることなど）が期待できるか。	十分に期待できる 5点 概ね期待できる 4点 普通である 3点 あまり期待できない 2点 全く期待できない 1点
事業の実現	【団体の企画力】 ◎地域課題を効果的・効率的に解決する事業企画となっているか。	十分に感じられる 5点 概ね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点	

性	実 現 性	【計画の実現性】 ◎計画どおりに実施が可能であるか。 ◎地域住民等の理解を得られているか。 ◎法的な問題等により実現が困難となっていないか。	充分に実現性がある 5点 概ね実現性がある 4点 普通である 3点 あまり実現性はない 2点 全く実現性はない 1点
	実 施 能 力	【団体の実施能力】 ◎提案団体は、当該事業を実施する上での専門的な知識や経験を有し、提案する事業が実施可能であるか。	充分に感じられる 5点 概ね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
	継 続 能 力	【団体の継続能力】 ◎提案した事業を継続するために、組織の成長・自立を考えた中・長期的なスケジュールとなっているか。 ◎計画を継続して実現するために自ら資金や人材の確保に努めているか。	充分に感じられる 5点 概ね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点

「◎」は団体育成型事業及び協働型事業の共通の審査基準とし、「◇」は協働型事業のみの審査基準とする。

4 平成23年度協働事業提案制度の募集内容

※協働事業提案制度による提案事業募集のチラシから抜粋

「武蔵村山市協働事業提案制度」

による提案事業を募集します！

市では『武蔵村山市協働事業提案制度』を創設し、武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人やボランティア団体、自治会その他自主的に社会貢献活動(当該活動により得た利益の配分を目的としないものに限る。)を行う団体(以下「市民活動団体」という。)の専門性や柔軟性等を活かした事業の提案を募集することにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目指していきます。

武蔵村山市の協働事業提案制度では、福祉、子育て、環境、防災、国際交流、文化芸術、まちづくり等の事業について、将来の協働型事業の実施を目指す市民活動団体の育成を目的とした『団体育成型部門』と、実際に市と協働して地域の課題等の解決につなげる提案ができる『協働型事業部門』の2つの区分に分けて募集します。

制度に伴う支出形態については、事業に対して市が補助金を交付する「補助」という形でいき、必要に応じて関係する市の所管課との連携を図りながら事業を推進していきます。

① 協働事業提案制度の流れ (※詳細は「平成23年度武蔵村山市協働事業提案制度募集要項(以下「募集要項」を参照願います。)



②募集区分

団体育成型事業部門

協働型事業の実施を目指す市民活動団体の企画力及び事業遂行能力の向上に資する公益性の高い事業であって、市民活動団体が単独で企画し、及び実施する事業に対して補助をします。

将来の協働型事業部門への提案を目指している団体が、事業実施のための基礎的な力を強化し、団体の育成を目的とした部門です。1事業あたり対象となる経費の**30万円を補助限度**とします。

協働型事業部門

市民活動団体がその専門性、柔軟性等をいかして実施する公益性の高い事業であって、当該事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案から事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図る事業に対して補助をします。

市との**協働事業として実施することを前提**として、企画力をはじめ事業遂行能力、調整力などについて一定の能力を有する団体が、市と協働して地域の課題、社会的課題等の解決につなげる提案できる部門です。原則として、単発のイベント類のほか事業の継続性や発展性があり、市の事業として定着することができるような提案を期待しています。

1事業あたり対象となる経費の**100万円を補助限度**とします。

③対象となる事業

対象となる事業は、公益的な事業であって次に掲げる①から⑦までのうち、①から③までのいずれにも該当し、かつ④から⑦までのいずれかに該当する事業とします。

- ① 地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業
- ② 市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業
- ③ 人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業
- ④ 市民の地域活動への参画が促進される事業
- ⑤ 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業
- ⑥ 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業
- ⑦ 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業

《対象外とするもの》

- ① 現に協働事業として三の年度にわたって実施された事業と同一と認められる事業
(同一の市民活動団体が実施したものに限る。)
- ② 営利のみを目的とした事業
- ③ 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業
- ④ 学術的な研究のみを目的とした事業
- ⑤ 調査のみを目的とした事業
- ⑥ 武蔵村山市内の特定の地域住民だけによる事業
- ⑦ 交流又は親睦のみを目的とした事業
- ⑧ 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
- ⑨ 公の秩序又は善良の風俗に反する事業

④応募に係る詳細

- (1) その他、応募資格及び応募方法、補助対象経費など事業提案に係る詳細については、「平成23年度武蔵村山市協働事業提案制度募集要項(以下「募集要項」という。)を参照願います。
- (2) 「募集要項」及び「武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱」に定める応募に必要な書類の様式は市のホームページからダウンロードできるほか、市役所地域振興課、市政情報コーナー、情報館えのき、緑が丘出張所、緑が丘ふれあいセンター、各地区会館及びボランティアセンターに備えてあります。

⑤本制度に関するお問い合わせ

武蔵村山市 市民生活部 地域振興課 地域振興グループ
E-mail kyodo@city.musashimurayama.tokyo.jp

電話 042 (565) 1111 内線 222・223
FAX 042 (563) 0793

5 平成23年度提案事業の審査結果及び理由

平成23年度提案事業の審査結果は、以下のとおりです。

提案事業の内容については、「6 平成23年度提案事業内容」を参照してください。

受付 番号	事業 部門	提案事業名		審査経過		審査結果
		提案団体名		書類選考	プレゼンテーション	
1	団体 育成型	グラシオス プラント パートナー		書類選考 通過	実施	採択と すべき事業
		小学生への花育と豊かな環境づくり				
理 由						
<p>本事業は、子供たちが花と緑を育て触れ合いながら身の回りの環境づくりに携わることで、子供たちへの将来的なまちづくりへの啓発と情操の育成に寄与するものであるとともに、各学校の景観の向上も期待できます。また今後、各学校区ごとの広がりも期待でき継続性及び発展性のある事業といえます。</p> <p>実施に当たっては、PTA及び自治会、各学校等と連携・協働しながら、地域が一体となった推進を要望します。</p>						
2	協働型	市民映画会「春夏秋冬」		書類選考 通過	実施	不採択と すべき事業
		キネマむらやま				
理 由						
<p>団塊の世代や様々な立場の人々が地域活性化の活動のためにつながるきっかけとして、映画の活用は理解できるところであります。映画鑑賞に集まった人たちを地域づくりへ導いていくための具体的な方策がないと、単に各々の映画鑑賞で終始する可能性もあり、映画上映後に地域づくりに向けた発展は期待しづらいと考えます。この点について、協働事業としての具体的な方策が必要です。また、事業規模の観点から、団体の前年度年間の決算額と今回の提案事業予算とを比較すると約10倍の事業費に増加していることから、規模拡大の理由が明確でないことに加え、実現性についても危惧するところあります。</p>						
3	協働型	市民後見人養成講座テキスト作成事業		書類選考 通過	実施	不採択と すべき事業
		特定非営利活動法人 シニアメイトサービス				
理 由						
<p>高齢者人口及び高齢者の一人暮らし世帯の増加が続き、親族後見人及び専門職後見人も不足している中、成年後見制度における市民後見人の需要は高まっています。このことから、市民後見人養成講座の充実のため、市民の視点が入った講座用テキストの作成の必要性は認めるところであります。一方、市民後見人養成講座は、東京都の「成年後見活用あんしん生活創造事業」の一事業として実施していますが、東京都では同事業の見直しを平成24年度から行う予定であり、同年に後見人等養成事業のあり方検討会（仮称）を設置し、事業の検証及び開催方法のモデル策定等を検討し、平成25年度には市民後見人養成講座用のガイドライン及びテキストを作成し各自治体等に配布する予定であるとしています。以上のことから、現時点では時期尚早と考え、平成25年度以降に東京都が配布予定の市民後見人養成講座用のガイドライン及びテキストの内容及び講座での活用状況を見極めた上で、必要性を判断すべきものと評価しました。</p>						

協働型	ちびっ子名人育成プロジェクト	書類選考 通過	実 施	採択と すべき事業
	特定非営利活動法人 むさしむらやま子ども劇場			
理 由				
4	<p>子供たちが、プロフェッショナルや専門家の指導により興味を抱きながら、伝統的な昔の遊びの技をみんなで学び習得する取組は、達成感や自己肯定感を育み、子供たちの交流の場を広げることが期待できます。</p> <p>また、このような子供たちの交流・活動の場の拡大のために、この提案団体は、市と協働したイベントである村山デエダラまつりに継続して参加しているほか、各種事業を積極的に実施し事業収入を得るなど、自立的な運営に努力していることも評価しました。</p> <p>本提案では、放課後子ども教室に登録する児童を対象に、2校ごと数年にわたりその規模を広げていく内容であります。現在、同教室は全小学校での実施ではないことに加え、他校児童の受入れも行われていない状況であることから、対象となる児童が限定されてしまいます。</p> <p>公共性及び公平性の観点から、一部の学校だけでなく全小学校の児童に参加できる対象とすることが必要であると考えます。</p> <p>なお、実施に当たっては、事業費全体の60%近くを占める講師報償費の低減に努め、その上で、事業の波及効果を高めるため市内で大会を開くなど子供たちに夢を与える企画とするとともに、市の関連部署等と調整・連携を図り、広く児童が参加できる事業とするよう要望し、提案団体による今後の取組に期待し、更なる努力をお願いするものです。</p>			
	協働型			
	J C 万博 2012 (仮称) 事業	書類選考 通過	実 施	採択と すべき事業
	社団法人 立川青年会議所			
理 由				
5	<p>本事業は、市内の子供たちが日本の誇るべき文化・伝統・科学・先進技術・アニメ・スポーツなどを具体的にその目で見て体験することで将来への希望を感じ、自国の素晴らしさを次世代へ継承することの大切さを訴える取組であり、同時に、改めて子供たちが地元の潜在的な活力を感じ、子供たちの将来の地域活動への触発も期待できるものと考えます。</p> <p>一方、動員予定規模からは、実施場所に伴う駐車場の確保や天候、参加団体など開催に当たり多くの課題、調整を要する事業であることもうかがえます。今後、これらの課題の解決、調整等に努力を注ぐとともに、単発のイベントのみに終わらせることのないよう、提案団体による今後の事業発展のための取組に期待し、更なる努力をお願いするものです。</p> <p>また、実施に当たっては、市との協働事業であることから、以下の点について条件を付記しておきます。①開催場所は武蔵村山市内とすること②武蔵村山市民を主な対象とすること③市内の企業や団体が有する技術・技能等の更なる普及に寄与すること④一定数の市職員が実行委員会に委員として参加すること⑤武蔵村山市及び武蔵村山市教育委員会以外の行政が後援及び共催する事業としないこと⑥主催団体は社団法人立川青年会議所の武蔵村山市を担当又は所管する組織とすること</p>			
	協働型			
	J C 万博 2012 (仮称) 事業	書類選考 通過	実 施	採択と すべき事業
社団法人 立川青年会議所				

6 平成23年度提案事業内容

ここには、提案団体から提出された事業提案企画書の内容を掲載しています。

- | | |
|-----------------------------|---------|
| (1) 小学生への花育と豊かな環境づくり | ……………11 |
| 提案団体：グラシオス プラント パートナー | |
| (2) 市民映画会「春夏秋冬」 | ……………14 |
| 提案団体：キネマむらやま | |
| (3) 市民後見人養成講座テキスト作成事業 | ……………18 |
| 提案団体：特定非営利活動法人 シニアメイトサービス | |
| (4) ちびっ子名人育成プロジェクト | ……………21 |
| 提案団体：特定非営利活動法人 むさしむらやま子ども劇場 | |
| (5) JC万博2012（仮称）事業 | ……………24 |
| 提案団体：社団法人 立川青年会議所 | |

協働事業提案制度企画書

提案団体名		グラシオス プラント パートナー
提案事業名		小学生への花育と豊かな環境作り
事業の概要	事業の目的	花と緑を育て楽しみ、大切に作る心をはぐくむ 子供の頃から、花と緑の育て方を学ぶ事によって、見るだけの興味から大きく育てる楽しさや喜びを学び、大人になってから、環境を大切に作る心を持てるようにする。(花育)
	現状の説明	小学校の花壇等に植栽はしてありますが、植物があまり良く育っていないような感じがしますし 美しい景観を醸し出していない感じもします。
	事業の効果	学校が、花や緑で綺麗になり、それを見ることによって癒やされる。 地域の方にも「よりよい環境づくり」として、喜んでもらえる。 私たちの住む街に憩いの空間を作り出し、心豊かに生活できる。 将来を担う子供達が花と緑に触れ合う事で、情操の育成に寄与する。 自己の環境を考える事で、将来的な街づくりにも興味を持ってもらう。 植物の正しい植え方、育て方、管理方法を学ぶ事によりいつまでも綺麗にセンス良く咲き誇る植栽になる。
	実施の手法	市内の小学校へ花苗を届け植栽をする。 私たちの団体が植物を選んで配るのではなく、 各小学校ごとに、配達の時期(入学式、卒業式、運動会、催し物など)を選んでもらい、どんな植物がいいのか(花、緑、野菜、球根、緑のカーテンなど)を決めてもらう。(分からなければ相談に乗る。) 苗の選び方、植え方、育て方、植えた後のメンテナンスの指導。
協働の意義と必要性		花と緑豊かな街に。それには、市の協力が必要不可欠です。 市の助成金を使わせて頂いて小学校に花や緑の苗を提供し、子供のうちから花を育てる喜びや、自然を大切に作る心を育ててもらおう。 学校も花や緑であふれ、景観も素敵になり、植物の特性や特徴なども学ばせてあげることができる。それにより、植物を上手く育てる近道になる。(知識の向上)

事業実施のための役割・責任分担	提案者	アンケート用紙の作成。 花や緑の用意。 小学校への配送。 子供達へ植物の基礎知識の教育。 植物の植え方、育て方の指導（実施も含む）
	市	小学校へ団体育成型事業制度の説明。 小学校から、アンケート回収、要求の窓口。 「花育と豊かな環境づくり」の導入の説明と植え込み日程調整。
事業の実施体制		花苗のプランニング 花苗の仕入れ 小学校へ花苗の配送 小学校での、植え方、育て方、メンテナンスの指導（実施）
事業スケジュール		決定後・・・小学校へ事業内容の説明。 H25/3月までに学校側から、配送の時期、苗の種類などアンケートの回収。 H25/4月～翌3月迄に各小学校ごとに花苗のプランニング、花苗の注文、仕入れ、小学校へ配送、植え方、育て方、メンテナンスの指導。実施の調整。
事業成果の活用と将来展望		素敵な花と緑あふれる豊かな街へ・・・ 小学校で学んだ花育が、子供達が大人になった時に 花と緑豊かな街づくりへの発展の期待。 花と緑で街の美的景観を市民に理解してもらい、 道路や公共の建物周辺を、花と緑あふれる街になることを展望しています。

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、5ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名 グラシオス プラント パートナー

提案事業名		小学生への花育と豊かな環境づくり	
項	目	金額 (円)	積算内訳
【収入の部】			
	市の補助金	300000	
	会員からの会費	75000	15000円X5名
収入合計 (A)		375000	
【支出の部】			
	小学校へ寄付	135000	花苗60ポット×@105 土15袋×350=5250 プランター12個×200 肥料1袋@1050×1
	花苗・土・肥料・プランター代 右記仕分け代合計15000円×9校		
	交通費 (ガソリン代) 5L×9校	5850	1L130円×45L
	備品購入費 シート	4000	1枚
	作業用エプロン	15000	3000円×5名分
	運搬用台車	7150	
	会員勉強会の会場費	10000	小学校へ指導の為に勉強会に 使う会場費2000×5回
	人件費 (時給1000円)	153000	花苗プランニング3H×1人 =3000 仕入れ2H×2人=4000 配送2H×2人=4000 植え込み育て方の指導実施 3H×2人=6000 上記分合計17000×9校
	テキスト作成代・プリント代 9校×生徒分 (約4500人)	45000	
支出合計 (B)		375000	

- 注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。
 注2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。
 注3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。
 注4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

協働事業提案制度企画書

提案団体名	キネマむらやま
提案事業名	武蔵村山市 市民映画会『春夏秋冬』
事業の概要	<p>※ 何のためにこの事業を行うのか、事業の提案理由について記載してください。</p> <p>提案事業の分野で、すべてに○をつけました。それは『映画』には製作者のいろいろな熱い思いが込められているからです。ある作品は環境問題であったり、平和の希求、また福祉の充実を求めたり、生き方を問うたり…。理解し、心にとどき、深い感銘もうけます。我が身には生じない事柄でも、映画を観ることで体験できます。問題意識が生まれ考えられます。ひとりで観るのではなく地域住民と一緒に観ることで一体感も生じます。人と人のつながるきっかけとしての『映画』で地域活性化をめざします。</p>
	<p>※ この事業に関わる市の現状について記載してください。</p> <p>定年退職を迎えた団塊の世代の人々や、それ以上のシルバー世代の人々が家庭や地域に馴染めず自分の居場所を見出せずにいるようです。また新聞紙上では独居老人の孤独死、家庭や施設での虐待、老老介護。若い世代では働く意欲は充分なのに職がなく、やむなく非正社員にあまみじている。子育て中の若い父母も、数多くの問題や悩みをかかえています。みな孤立しがちです。これらのことは、新聞紙上だけのことではなく、私たちの住む武蔵村山市も例外ではありません。</p>
	<p>※ この事業を行うことにより、どのような地域課題を解決することにつながり、市民や市、自分たちの団体にとってどのような効果が期待されるのか、市民ニーズの現状や重要性を踏まえて記載してください。</p> <p><u>定年を迎えた団塊の世代の人々の居場所を見つける機会をつくり、仕事に向けていたエネルギーを地域づくりのエネルギーに転化しよう！</u></p> <p>新しい居場所と新しい仲間作りを手助けすることは、地域社会の人間関係が希薄になっている今、地域にとっても必要なことではないでしょうか？ 今後、10年20年先の地域社会を豊かなものに発展させるためにも、今、地域全体で考えなくてはなりません。それぞれの人々が、“会社”や“仕事”でつくった人間関係と同様に、今、生活している地域で新たな人間関係をつくるためには、お互いが「出会う場、知り合う場」をつくるのが大切なことだと思います。この世代の人々が共有した時代の代表作といえる映画を観ることで、若かりし日の自分に戻り、新たな人生を構築するための出発点となるのではないのでしょうか？</p> <p>私たちにとっては「キネマむらやま」の運営にたずさわるメンバーの増員が期待できます。団体の組織力が強化され、更なる事業が可能となることを願います。</p>

<p>事業実施のための役割・責任分担</p>	<p>※ 提案者と市の役割分担や責任の範囲などについて、その考え方を記載してください。</p> <p>提案者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作品の選定 ・フィルムや機材の手配 ・製作者、監督、出演者などへの出演交渉 ・チラシ、チケット、ポスターなどの作成 ・ 各ボランティア団体への参加、協力依頼 ・ 上映当日の運営 ・上映会アンケートの集計、分析、報告書作成 <p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市のホームページへ載せていただきたい ・ 会場手配 ・市報への掲載と、積極的な参加の呼びかけを市内各所の掲示板などでしていただきたい ・ 市の担当者には上映会への参加と挨拶をしていただきたい ・ ボランティアセンター長への、参加協力の要請をしていただきたい ・ 必要があれば、上映会当日の会場内や周辺の安全対策など
<p>事業の実施体制</p>	<p>※この事業を実施するための人員や協力体制について記載してください。</p> <p>映画の上映会は、今まで何回も経験しております。 しかし、ボランティアでの協力体制でした。この事業では、活動にみあう対価を支払い、事業を行なう自覚や責任感を持ちます。そしてこれからの活動を発展させる意義を明確に自覚し、皆で達成感を感じられる結果を出したいと思います。また35年間上映会を開催し続けている近隣の会の手伝いをしている関係から、いろいろなアドバイスや協力体制がいただけます。</p>
<p>事業スケジュール</p>	<p>※ この事業を実施するための段取りや年間スケジュールについて記載してください。</p> <p>23年12月： 各ボランティア団体と打ち合わせ 宣伝物の検討 24年4月： 開催日時を決定 作品の手配 出演交渉 宣伝物作成 6月： 具体的な準備、調整 7月： 上映会開催 8月： 上映会の結果、集計、分析、内容を再検討、 9月： 報告書作成 参加者へ配付 25年4月： 事業報告会での報告 5月： 事業評価</p>
<p>事業成果の活用と将来展望</p>	<p>※ この事業で得られる成果をまちづくりにどのようにいかしていくのか、将来どのように展開していきたいのかについて記載してください。</p> <p>東京の都心部だけにとどまらず、『無縁社会』が広く蔓延しつつあります。安心して暮らせる地域づくりのために、人と人のつながる“縁”が必要です。自然災害や、人災の時に助け合う地域社会であるためにも。この事業で得られる成果は、地域住民の、積極的な地域参加を呼びかけるための“場”を設けることで“縁”をつなぐことです。(孤立せずにつながってさえいれば、安心感を得られます) まずは、安全で安心して住める地域づくり。そして、活動したい!と思いたった時、気軽に相談に応じているボランティアセンターが市民総合センターにあることを広くアピールすることで、市内で活動するボランティア団体のネットワークが出来上がり、地域活性化した武蔵村山市になるのではないのでしょうか!?</p>

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、5ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

	<p>※ 実施方法や実施場所、先駆的・先進的なアイデアや工夫などについて記載してください。</p> <p>実施場所：さくらホールの小ホール 上映作品：『若者たち』1967年作品 森川時久監督 出演者 田中邦衛・橋元功・山本圭・佐藤オリエ・松山省二 60年代に青春を送った人々が、懐かしさとともにほろ苦さも感じ、多感な若者のところに素直に戻れる映画です。 その時代の代表作だからと言うだけではありません。 “理想と現実”と言ういつの時代でも青年がぶつかるテーマを取り上げ、そこで葛藤する人間そのものへの共感を示す映画だからです。青春時代から今日までどのように生きてきたのかを振り返り、第二の人生を考えるために！！</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">午前の部 開場 9:45 ~終演 13:00</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 青春時代のころを思いだそう！ 『若者たち』上映会 ☆ 参加者どうしの一体感を盛り上げよう！当時流行った『歌声』 ☆ 地域のネットワークをつくろう！ 地域の各種ボランティア団体の活動内容をまとめたリーフレットの配布 ボランティアセンターから活動実態の紹介、報告。 <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">午後の部 開場 14:45 ~終演 16:00</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 青春時代のころを思いだそう！ 『若者たち』上映会 ☆ 参加者どうしの一体感を盛り上げよう！当時流行った『歌声』 ☆ 地域のネットワークをつくろう！ 地域の各種ボランティア団体の活動内容をまとめたリーフレットの配布 ボランティアセンターから活動実態の紹介、報告。
<p>実施の手法</p> <p>協働の意義と必要性</p>	<p>※ この事業を市民提案で実施する必要性、協働の手法で実施することによる意義や必要性について記載してください。</p> <p>今までの「キネマむらやま」の活動から、高齢者の求めるものが見えてきました。文化・芸術、環境問題、人権・平和、社会教育などの映画を観ることで、そのテーマを受け入れ、考え、話し合い、交流する場が生まれています。このことはまさに『映画』のもつパワーではないでしょうか？</p> <p>これからは、今まで来場されている高齢者だけではなく、幅広い世代の方々や、立場の異なる方々にも参加を呼びかけ『映画』からの問題提起をし、感想や、意見が活発に飛び交い、皆で考える上映会を開催したい。 地域住民が集い、一人で悩み込むことのない、孤立をさせない地域をつくる・・・その一助となる活動で、地域になくしてはならないボランティア団体になりたいと考えています。地域のなかで、どのような人間関係を築き、どのようにつながり、自身の役割は何か考え、自身の可能性に気づき、行動に移す。数多い団塊の世代の人々や、シルバー世代の人々が地域活動に積極的に参加することは、地域活性化の最重要ポイントだからです。 しかし「キネマむらやま」だけでは限界があります。 私たちの活動（人と人がつながるきっかけづくり）を、更なる発展へ導くために、市と連携を図る協働型事業を提案いたします。 その結果 “武蔵村山市の明るい未来が開かれるのではないのでしょうか？”</p>

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名 キネマむらやま

提案事業名		武蔵村山市 市民映画会『春・夏・秋・冬』	
項	目	金額 (円)	積算内訳
【収入の部】			
	補助金	1,000,000円	258席×2回上映 516席 (8割 400名×1000円)
	入場料	400,000円	
	賛同金	40,000円	
収入合計 (A)		1,440,000円	
【支出の部】			
	人件費	415,000円	当日アルバイト 20名 (午前 10名 午後 10名) 20×5,000=100,000円
	報償費	400,000円	準備期間 23年9月から 事業終了 25年5月まで の 21ヶ月×15000円
	印刷製本	100,000円	歌声・演奏・機器操作 アドバイザー チラシ・ポスター・資料
	消耗品	15,000円	PCインク・用紙・名札
	委託費	250,000円	上映コンテンツ
	賃貸料	70,000円	会場費・附帯設備
	通信費	70,000円	21ヶ月×3,000円・宅配
	備品	100,000円	専用PC・プリンター
	その他	20,000円	マイク・アンプ等・中古 予備費として
支出合計 (B)		1,440,000円	

注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。

3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。

4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

協働事業提案制度企画書

提案団体名	特定非営利活動法人シニアメイトサービス
提案事業名	「市民後見人養成講座テキスト」作成
事業の概要	<p>事業の目的</p> <p>当法人では今まで2回、市民後見人養成講座を開催し、来年1月に第3回目の養成講座を開催する予定です。養成講座では、各講師の方々に講座のレジメを作成していただき、コピーして受講生に渡していますが、書式や内容が不統一になっているのが現状です。今後も養成講座を開催する予定ですので、1冊のテキストにまとめた資料を作成したいと考えます。今後、市としての養成講座、その他にも有効に活用していただけるものと考えます。</p>
	<p>現状の説明</p> <p>武蔵村山市は大きな都営団地を抱えています。その団地の高齢化率は46.7%にもなっています。(平成23年1月1日現在、住民基本台帳による)そして、独居や高齢者のみの世帯も多いのが現状です。判断能力が低下し、成年後見制度を利用する方も増えています。</p> <p>現在でも親族後見人を期待できず、専門職後見人も不足しています。地域の方を地域で支えるためにも市民後見人の養成は必要と考えます。</p>
	<p>事業の効果</p> <p>NPO法人や行政等が市民後見人養成講座を開催する時、共通のテキストを使うことにより、講座内容の質を一定にすることができます。</p> <p>受講生も一冊にまとまっていることで、活動の際、疑問を感じた時に参照し、振り返って学びやすく、常に身近に置き有効に利用することが出来ます。</p> <p>市民後見人が一定のレベルの理解を共有することができます。</p>
	<p>実施の手法</p> <p>テキスト作成委員会を開催し、項目、内容、参考資料等を論議していきます。</p> <p>原稿執筆を依頼し、委員会で内容を検討し印刷します。</p> <p>(次ページととおり)</p>
	<p>協働の意義と必要性</p> <p>国から行政に対しての市民後見人養成の必要性については、介護保険法改正でも、老人福祉法の改正でも謳われています。</p> <p>過去7年間、成年後見制度の広報活動や市民後見人養成講座を開催してきました。今後、市や関係機関との協働を進めていくことによって、経験の交流や、内容の充実に変意義あることと考えます。</p>

事業実施のための役割・責任分担	提案者	テキスト作成委員の依頼、委員会の開催 原稿の依頼、まとめ、印刷の発注を担います。
	市	広報や「市民後見人養成講座」の共催、あるいは後援をお願いするとともに、市の広報掲載や関係機関への周知をお願いします。 テキスト完成後は、関係機関への配布や市での利用をお願いします。
事業の実施体制		シニアメイトサービス内の後見運営委員会で協議し、テキスト作成委員会委員の選任を行い、事務局としては担当者を設けます。 弁護士・司法書士・社会福祉士・社会福祉協議会・地域包括支援センターに協力を依頼します。
事業スケジュール		テキスト作成委員会を開催し、項目、内容、参考資料等を論議していきます。(委員には、成年後見制度の専門家及び後見活動を行っている方) スケジュール：5月に第1回作成委員会開催。 ：7月、第2回委員会開催。項目・内容の打ち合わせを協議し、執筆を分担あるいは外部に執筆を依頼。 ：8月から10月に原稿作成。 ：11月に第3回委員会開催。原稿の読み合わせと検討。 ：平成24年1月、委員会開催。内容の確定 ：編集、レイアウト依頼 ：2月印刷発注 ：3月上旬完成
事業成果の活用と将来展望		市や社会福祉協議会と連携し、市民後見人養成講座を毎年開催します。 後見人等を養成するばかりでなく、成年後見制度を福祉関係者や市民に理解していただき、必要な方の発見、支援に結び付けていきます。 成年後見制度は財産のある方のための制度と勘違いされていますが、一人ひとりが安心して暮らしていくための制度です。 成年後見制度を学んだ「社会貢献型」の市民が後見人等となり、市民の方を見守り、支援していく地域社会を目指します。

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、5ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

協働事業提案制度収支予算書

特定非営利活動法人

提案団体名

シニアメイトサービス

提案事業名	市民後見人養成講座テキスト作成事業		
項目	金額 (円)	積算内訳	
【収入の部】			
協働型事業補助金	1,000,000 円		
収入合計 (A)	1,000,000 円		
【支出の部】			
テキスト作成委員会報酬費	300,000 円	1 回 15000 円×5 名 全 4 回開催	
原稿料	240,000 円	1 ページ 2000 円 120p	
通信費	5,000 円		
印刷費	336,000 円	A4 サイズ 120p 2800 円×120 p	
編集費	50,000 円		
消耗品費	10,000 円		
人件費	60,000 円	事務局 3 名	
雑費	9,000 円		
支出合計 (B)	1,000,000 円		

注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

注2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。

注3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。

注4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

(日本工業規格A列4番)

協働事業提案制度企画書

提案団体名		特定非営利活動法人むさしむらやま子ども劇場
提案事業名		ちびっ子名人育成プロジェクト
事業の概要	事業の目的	<p>※ 何のためにこの事業を行うのか、事業の提案理由について記載してください。</p> <p>子どもたちが、学校で学ぶものとは別の、むかしあそびの技をみんなで楽しく学び、学校での評価とまったく別である「得意」を身につけ、他者に認められ、達成感や自己肯定感をもって健やかに育つ力をつける。また、異年齢のコミュニケーションや基礎的ルールを遊びの中で学び、身につける。</p>
	現状の説明	<p>※ この事業に関わる市の現状について記載してください。</p> <p>近年子どもたちの関わりの中で、感じることは自信のない子が多いことです。昔存在していた学校での評価とは関わりのない近所の「ガキ大将」や「正義の味方」が少なくなり、異年齢の子どもとの関わりが上手ではない子が増えています。また、遊びの中で学ぶ人間関係も苦手な子が多いことが危惧されています。</p>
	事業の効果	<p>※ この事業を行うことにより、どのような地域課題を解決することにつながり、市民や市、自分たちの団体にとってどのような効果が期待されるのか、市民ニーズの現状や重要性を踏まえて記載してください。</p> <p>子どもたちの生きる力に必要なコミュニケーション能力を身につけ、人と人が関わることで、人間関係構築の基本的なルールを学び、技を習得した子どもたちが地域の祭や市民まつりで大人たちにも馴染み深い伝統文化である遊びを披露することをきっかけに、地域のコミュニティーにも活かせたら良いと思う。</p>
	実施の手法	<p>※ 実施方法や実施場所、先駆的・先進的なアイデアや工夫などについて記載してください。</p> <p>小学校の放課後を利用して、むかしあそびのこま回しやけん玉等をプロのパフォーマーの指導により、一人一芸、2週間に1回3ヶ月間練習し、ちびっ子名人を育成し、学校やお祭りの舞台上で披露する。用具を準備し、いつでも自分で練習できるようにする。実施にあたっては、人前で披露したい子、そうでない子、ちょっとだけ興味ある子とそれぞれの子どもの希望を受け入れていきたい。</p>
協働の意義と必要性	<p>※ この事業を市民提案で実施する必要性、協働の手法で実施することによる意義や必要性について記載してください。</p> <p>日本の遊び・伝統文化を学校で取り組む場合、通常ではなかなか技を習得するまで時間をかけられない。また、素人である一般の大人がある程度教えることはできても、子どもたちの興味や本当の楽しさをきちんと伝えることは、技術的に非常に難しい。プロの技をひとつずつ習得していくことで、できたときの達成感や、素人のそれとは比べものにならないくらい大きなものであり、この取り組みで自分に自信を持てる子どもをちょっとでも増やすことができれば、子どもの未来に大きく貢献できるものである。</p> <p>体験の場をじっくり持つことで、より多くの子どもたちに、遊びを通して他者との関係性も学ばせることができる。</p>	

事業実施のための役割・責任分担	提案者	<p>※ 提案者と市の役割分担や責任の範囲などについて、その考え方を記載してください。</p> <p>子どもたちに良好な体験の場を与えるために、当法人所属の子ども文化地域コーディネーターが、この取り組みの目的や必要性を指導者に伝え調整し、実施にあたっては、提案者から複数人指導補助及び安全管理者として配置する。</p>
	市	<p>学校との調整や実施時の場所の確保、児童への告知・参加者募集を行っていただきます。また、学校やまつりでの披露の際は、関係団体との調整をお願いしたいと思います。</p>
事業の実施体制		<p>※ この事業を実施するための人員や協力体制について記載してください。</p> <p>参加人数の制限はせず、誰でも参加できるようにしたいと思いますので、各回、指導員であるパフォーマー以外に、安全管理員及び指導補助員を、当法人会員及び有償ボランティアを3名程度派遣したいと思います。人数が多かった場合は、増員することも考えています。</p>
事業スケジュール		<p>※ この事業を実施するための段取りや年間スケジュールについて記載してください。</p> <p>5月 指導員による準備会議 6月～10月 2週間に一度、全6回プロパフォーマーによる練習実施 (自主練習については任意) 10月 デエダラまつり参加</p>
事業成果の活用と将来展望		<p>※ この事業で得られる成果をまちづくりにもどのようにいかしていくのか、将来どのように展開していきたいのかについて記載してください。</p> <p>子どもたちとじっくり関わるため、放課後子ども教室が実施されている6校のうち、今回は2校で実施する。他の学校にも広げていきたい。</p> <p>地域の祭や市民まつりでの発表を通じて、子どもから発するコミュニティーの活性化につなげていきたい。</p>

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、5ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名 特定非営利活動法人むさしむらやま子ども劇場

提案事業名	ちびっ子名人育成プロジェクト		
項 目	金 額 (円)	積算内訳	
【収入の部】			
協働事業提案制度補助金	980,000		
収入合計 (A)	980,000		
【支出の部】			
人件費 (3名×6回×2校×5,000円)	180,000	スタッフ	
講師報償費 (6回×2校×50,000円)	600,000	交通費含む	
印刷製本費 (チラシ・申込書・報告書等)	30,000		
備品購入費 (こま、ベーゴマ、けん玉、皿回し、 ディアボロ、まり等)	160,000	参加者・希望者によって 数量は変化する	
保険料	0	放課後学校での実施	
通信費	10,000		
支出合計 (B)	980,000		

- 注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。
 2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。
 3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。
 4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

(日本工業規格A列4番)

協働事業提案制度企画書

提案団体名	社団法人立川青年会議所	
提案事業名	JC万博2012(仮称)案	
事業の概要	事業の目的	<p>※ 何のためにこの事業を行うのか、事業の提案理由について記載してください。</p> <p>日本が誇るべき『和』精神文化・伝統・化学・先進技術・スポーツをはじめとする自国の事に関心を持ってもらい、日本の格好良さを伝え、体験してもらおう事により自国に誇りをもてる心を育むことで、子ども達が将来に夢や希望を胸に抱き、伝統・文化を継承し発展させる原動力となり、他を思いやり尊重する心にも繋がる。</p>
	現状の説明	<p>※ この事業に関わる市の現状について記載してください。</p> <p>むさしむらやまグリーンフェスタ2005という1大イベント以降、子ども向けのイベントが武蔵村山市で開催出来て無い為、改めて再開し継続していただける様な事業としたい。</p>
	事業の効果	<p>※ この事業を行うことにより、どのような地域課題を解決することにつながり、市民や市、自分たちの団体にとってどのような効果が期待されるのか、市民ニーズの現状や重要性を踏まえて記載してください。</p> <p>子どもの道徳教育の減少に伴い、自国愛を持ち、国の発展に努め、日本の文化の継承と新しい文化の創造が修得出来にくい状況になっているので、このイベントを通じて『和』の心を再認識し、将来に対して日本文化を継承させる原動力となる。</p>
	実施の手法	<p>※ 実施方法や実施場所、先駆的・先進的なアイデアや工夫などについて記載してください。</p> <p>プロジェクトMURAYAMA用地・武蔵村山市総合体育館を候補地にて開催予定『クールジャパン』をキーワードとしたサイエンス・スポーツ・文化の3つのテーマでパビリオンを展開する。</p> <p>良い形で発信出来るよう実行委員会にて協議を進める。</p>
	協働の意義と必要性	<p>※ この事業を市民提案で実施する必要性、協働の手法で実施することによる意義や必要性について記載してください。</p> <p>青年会議所の企画力と行政の母体力が一体となった今までにない子ども向けのイベントが開催出来る為、地域の子も達が改めて武蔵村山市の活力に気づき、将来地元根付いた活動をするようになる。</p>

事業実施のための役割・責任分担	提案者	<p>※ 提案者と市の役割分担や責任の範囲などについて、その考え方を記載してください。 主催団体として実行委員会の運営と事業の設営・運営を主導する。</p>
	市	<p>実行委員会参画及び後援</p>
事業の実施体制	<p>※ この事業を実施するための人員や協力体制について記載してください。</p> <p>主催団体が実行委員会運営するメンバー36名程度 実行委員会メンバーは行政・各諸団体・NPO 法人参画</p>	
事業スケジュール	<p>※ この事業を実施するための段取りや年間スケジュールについて記載してください。</p> <p>2012年1月より全9回の実行委員会実施 1月1回・2月1回・3月1回・4月2回・5月3回・6月1回(予定) 実施日：2012年5月26日(土曜日)</p>	
事業成果の活用と将来展望	<p>※ この事業で得られる成果をまちづくりにどのようにいかしていくのか、将来どのように展開していきたいのかについて記載してください。</p> <p>このイベントで子ども達が将来の夢に向かって進むことによって地域社会の活性化へ繋がる。</p>	

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、5ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名 社団法人立川青年会議所

提案事業名		J C万博 2012（仮称）事業	
項	目	金額（円）	積算内訳
【収入の部】			
	自己負担金	1,098,750	
	協賛金収入	500,000	
	市補助金	1,000,000	
収入合計（A）		2,598,750	
【支出の部】			
	設営費	1,443,750	
	企画演出費	1,155,000	
支出合計（B）		2,598,750	

- 注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。
 2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。
 3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。
 4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

（日本工業規格A列4番）

第873例会計画概算予算書案（設営費）

	個数	単価	合計	
会場費	1式	¥150,000		体育館
例会看板	1枚	¥10,000	¥10,000	
立て看板	10	¥3,000	¥30,000	グラウンドで必要な物
テント3.6×2.7	30張	¥7,000	¥210,000	
アルプステント	2張	¥200,000	¥400,000	
テーブル750×1800	50台	¥1,000	¥50,000	
椅子	100台	¥250	¥25,000	
丸テーブル	30セット	¥2,000	¥60,000	
発電機	2台	¥15,000	¥30,000	
音響	2セット	¥80,000	¥160,000	
組立て撤去費	1式	¥300,000	¥300,000	
運送費	1式	¥150,000	¥150,000	
消費税			¥18,750	
			¥1,443,750	

第873例会計画概算予算書案（企画演出費）

	項目	個数	単価	合計	考慮
化学	サイエンス体験	1式	¥100,000	¥100,000	材料費・企画等
	サイエンス実験ショー	1式	¥250,000	¥250,000	機材等込み
宇宙	JAXAパネル展示	1式	¥40,000	¥40,000	印刷・板等・データ無償レンタル
	国立極地展示	1式	¥30,000	¥30,000	企画の内容により無償
エコ 次世代 エネルギー	エコロジー関連展示	1式	¥30,000	¥30,000	電気自動車・太陽光発電等
	発電体験 電車を動かす	1式	¥150,000	¥150,000	レンタルのみ
	次世代エネルギー展示・実演	1式	¥50,000	¥50,000	運搬費のみ
近未来構想	清水建設 シミズドリーム	1式	¥50,000	¥50,000	
工業	IHI各分野展示等	1式	¥40,000	¥40,000	運搬費・企画内容により協力
	工業系展示	1式	¥30,000	¥30,000	印刷・板等
新文化	アニメ	1式	¥60,000	¥60,000	
	日本文化系	1式	¥60,000	¥60,000	
スポーツ	実演・披露等	1式	¥80,000	¥80,000	機材レンタル
食文化	流しうどん	1式	¥50,000	¥50,000	
消防自衛隊等	イパーレスキュー	1式		¥0	
体験	バルーンレター	1式	¥80,000	¥80,000	風船50個 ガス2本
	消費税			¥55,000	
				¥1,155,000	¥5,000切捨て

※資料作成費：2ページで2万部作成

※通信費：お礼状80円はがき100枚 ¥2000切上げ

※雑費：トラロープ・パネル・模造紙代として下さい

資料編

資料 1 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿

資料 2 武蔵村山市市民協働推進会議要綱

資料 3 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の書類選考要領

資料 4 市民協働推進会議における協働事業提案制度の公開プレゼンテーション実施要領

資料 5 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領

資料 6 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

○武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿（敬称略）

（平成23年11月16日委嘱、市職員は任命）

氏 名	選 出 区 分	備 考
渡 辺 龍 也	会議要綱第2条第1号 識見を有する者	東京経済大学現代法学部教授
奥 原 せ っ 子	会議要綱第2条第1号 識見を有する者	武蔵村山 NPO ネットワーク (NPO 法人 くわの実)
伊 東 理 年	会議要綱第2条第2号 市民活動団体関係者	武蔵村山市中村第一自治会長
比 留 間 英 世	会議要綱第2条第3号 (社)武蔵村山市社会福祉協議会の代表 者又は職員	(社)武蔵村山市社会福祉協議会 事務局長
高 橋 茂 明	会議要綱第2条第4号 武蔵村山市商工会の代表者又は職員	武蔵村山市商工会事務局長
北 口 良 夫	会議要綱第2条第5号 公募による市民	公募による市民
本 間 由 美 子	会議要綱第2条第5号 公募による市民	公募による市民
河 野 幸 雄	会議要綱第2条第6号 市民生活部長の職にある者	市民生活部長
下 田 光 男	会議要綱第2条第7号 企画財務部財政担当部長の職にある者	企画財務部財政担当部長

武蔵村山市市民協働推進会議要綱

平成23年8月 3日
訓令(乙)第120号

(趣旨)

第1条 この要綱は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱(平成23年武蔵村山市訓令(乙)第119号)第15条第3項の規定に基づき、武蔵村山市市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会の代表者又は職員
- (4) 武蔵村山市商工会の代表者又は職員
- (5) 公募による市民(武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。)
- (6) 市民生活部長の職にある者
- (7) 企画財務部財政担当部長の職にある者

(座長等)

第3条 推進会議に、座長及び副座長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、座長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民生活部地域振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の書類選考要領

(平成23年11月16日市民協働推進会議決定)

1 趣 旨

この要領は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱(平成23年武蔵村山市訓令(乙)第119号)第6条第3項の規定に基づき、市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)において実施する公開プレゼンテーションを行う提案事業を推進会議が選考するに際し、必要な事項を定めるものとする。

2 選考委員

選考委員は、推進会議委員とする。

3 選考の通則

選考は、提案団体から提出された応募書類(以下「応募書類」という。)のうち、氏名、住所、年齢、その他個人及び提案団体を特定する事項を秘匿した上で、応募書類について審査する。

4 選考基準及び方法

選考は、応募書類について選考委員が別表に掲げる審査基準により5点満点で評価する。

5 プレゼンテーション実施事業の選定

応募書類について各推進会議委員が評価した点数を集計し、合計点数が5割以上の事業を、公開プレゼンテーションを実施する提案事業として選定する。

ただし、推進会議委員の過半数が一の審査項目について最低の評点を付した事業については、公開プレゼンテーションを実施する提案事業として選定しないことができる。

6 選定の通知

推進会議は、前項の規定による選定の結果について、提案団体に通知するものとする。

7 その他

前各項に定めるもののほか、公開プレゼンテーションを実施する提案事業の選考について必要な事項は、推進会議の座長が推進会議に諮って定める。

審査基準

審査項目		着眼点及び審査基準	配点基準
協働の必要性	地域課題・社会的課題	【必要性】 ◎提案内容は、地域課題、社会的課題等の市民ニーズを捉えているか。	十分に捉えている 5点 概ね捉えている 4点 普通である 3点 あまり捉えていない 2点 全く捉えていない 1点
	課題解決の手法・形態	【協働の手法・形態】 ◎課題解決の手法は、妥当性、先駆性、独創性等があるか。 ◇課題解決のために協働という手法が必要とされているか。 ◎課題解決に向け、地域等との必要な連携が図られているか。	十分に備えている 5点 概ね備えている 4点 普通である 3点 あまり備えていない 2点 全く備えていない 1点
	役割分担等	【役割分担等の妥当性】 ◇提案団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。 ◎行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。	十分に妥当性がある 5点 概ね妥当性がある 4点 普通である 3点 あまり妥当性はない 2点 全く妥当性はない 1点
	事業効果	【相乗効果】 ◇提案団体と市が協働することにより事業をより効果的（お互いを補完したり、お互いの特性を發揮したりすることにより、効果的な実施が可能となることなど）に行うことができるか。	十分に期待できる 5点 概ね期待できる 4点 普通である 3点 あまり期待できない 2点 全く期待できない 1点
		【市民満足度】 ◎市民の満足度が高まり、具体的な効果・成果（質の高い又は多様なサービス等を受けることができることなど）が期待できるか。	十分に期待できる 5点 概ね期待できる 4点 普通である 3点 あまり期待できない 2点 全く期待できない 1点
事業の実現性	企画力	【団体の企画力】 ◎地域課題を効果的・効率的に解決する事業企画となっているか。	十分に感じられる 5点 概ね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
	実現性	【計画の実現性】 ◎計画どおりに実施が可能であるか。 ◎地域住民等の理解を得られているか。 ◎法的な問題等により実現が困難となっていないか。	十分に実現性がある 5点 概ね実現性がある 4点 普通である 3点 あまり実現性はない 2点 全く実現性はない 1点

実 施 能 力	【団体の実施能力】 ◎提案団体は、当該事業を実施する上での専門的な知識や経験を有し、提案する事業が実施可能であるか。	充分に感じられる 5点 概ね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
	【団体の継続能力】 ◎提案した事業を継続するために、組織の成長・自立を考えた中・長期的なスケジュールとなっているか。 ◎計画を継続して実現するために自ら資金や人材の確保に努めているか。	充分に感じられる 5点 概ね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点

「◎」は団体育成型事業及び協働型事業の共通の審査基準とし、「◇」は協働型事業のみの審査基準とする。

市民協働推進会議における協働事業提案制度の公開プレゼンテーション実施要領

(平成23年11月16日市民協働推進会議決定)

1 趣 旨

この要領は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱(平成23年武蔵村山市訓令(乙)第119号。以下「実施要綱」という。)第5条第1項の規定による提案のあった事業のうち武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の書類選考要領により選定された事業(以下「書類選定事業」という。)について、実施要綱第6条第3項の規定に基づき市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)において行う公開プレゼンテーションの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 プレゼンテーションを実施する事業

プレゼンテーションを実施する事業は、書類選定事業とする。

3 プレゼンテーションを行う者

- (1) プレゼンテーションを行う者は、書類選定事業の提案団体の代表者又はその関係者とする。
- (2) 書類選定事業が複数の団体により共同して提案されたものであるときは、当該提案団体の間で、前号によるプレゼンテーションを行う者を調整するものとする。

4 プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、実施要綱第5条第1項第1号から第5号までに掲げる書類の内容に関する説明を行うものとし、書類選定事業と関連性のないもの及び他の事業などに対する賛否を表明することはできない。

5 プレゼンテーションの方法等

- (1) プレゼンテーションは、書類選定事業ごとに行うものとする。
- (2) プレゼンテーションごとに当該説明に対する推進会議委員の質疑を行うものとする。
- (3) プレゼンテーションの順序は、実施要綱第5条第1項の規定による提案の受付順とする。
- (4) プレゼンテーションの時間は、一事業当たり20分以内とする。
- (5) プレゼンテーションの開催時には、実施要綱第5条第1項第1号から第4号までの事業提案に係る書類及びプレゼンテーションを行う者が用意した資料を、傍聴のための来場者に配布する。

6 その他

前各項に定めるもののほか、公開プレゼンテーションの実施について必要な事項は、推進会議の座長が推進会議に諮って定める。

武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領

(平成23年11月29日市民協働推進会議決定)

1 趣 旨

この要領は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱(平成23年武蔵村山市訓令(乙)第119号)第5条の規定に基づく提案について、同要綱次条第2項の規定により市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)が当該提案事業の採択の適否の審査をする際し、必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員

審査委員は、推進会議委員とする。

3 審査の通則

審査は、提案団体から提出された応募書類に基づく提案団体からのプレゼンテーション及びこれに伴う質疑の結果を踏まえ審査する。

4 審査基準

審査は、武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の書類選考要領(平成23年11月16日市民協働推進会議決定)第4項で規定する別表に掲げる審査基準(以下「審査基準」という。)により、審査委員が5点満点で評価する。

5 採択すべき事業

3項の審査の通則により、各推進会議委員が評価した点数を集計し、各推進会議委員の合計点数が満点合計の6割以上の事業とする。

ただし、6割未満の事業であっても審査項目中の「協働の必要性」及び「事業の実現性」の観点から、推進会議委員の過半数が推薦する事業については、採択すべき事業とすることができる。

6 審査結果

(1) 審査結果には、採択又は不採択についての理由を付するものとする。

(2) 採択に当たっての条件を付することができるものとする。

7 その他

前各項に定めるもののほか、武蔵村山市協働事業提案制度に基づく提案事業の審査について必要な事項は、推進会議の座長が推進会議に諮って定める。

武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

平成23年8月3日
訓令(乙)第119号

(目的)

第1条 この要綱は、市民活動団体から提案のあった協働事業の実施に関し必要な手続等を定めることにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、もって暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民活動団体」とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の自主的に社会貢献活動(当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。)を行う団体であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 武蔵村山市内を主な活動範囲としていること。
- (2) 運営及び会計処理(予算及び決算を含む。)が引き続き1年以上適切に行われていること。
- (3) 定款、規約、会則等を有し、かつ、会員名簿を備えていること。
- (4) 5人以上の者で組織されていること。
- (5) 次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)

オ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けているもの又はその構成員の統制の下にあるもの

2 この要綱において「協働事業」とは、協働型事業及び団体育成型事業であつて、この要綱に定めるところにより武蔵村山市(以下「市」という。)から補助金の交付を受けて行うものをいう。

3 この要綱において「協働型事業」とは、市民活動団体はその専門性、柔軟性等をいかして実施する公益性の高い事業であつて、当該事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図るものをいう。

4 この要綱において「団体育成型事業」とは、協働型事業の実施を目指す市民活動団体の企画力及び事業遂行能力の向上に資する公益性の高い事業であつて、市民活動団体が単独で企画し、及び実施するものをいう。

(協働事業の提案)

第3条 市民活動団体は、市長に対して、協働事業の実施について提案することができる。ただし、

一の年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。以下同じ。）において二以上の協働事業を実施することとなる提案をすることはできない。

- 2 協働事業の実施についての提案は、市長が行う公募に応じて行わなければならない。
- 3 協働事業としてその実施について提案することができる事業は、第１号から第３号までのいずれにも該当する事業であって、かつ、第４号から第７号までのいずれかに該当するものとする。この場合において、当該協働事業が複数の年度にわたり実施するものであるときは、前項の公募の対象となる年度に係るものとして提案しなければならない。
 - (1) 地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業
 - (2) 市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業
 - (3) 人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業
 - (4) 市民の地域活動への参画が促進される事業
 - (5) 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業
 - (6) 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業
 - (7) 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、同項の規定による提案の対象としない。
 - (1) 現に協働事業として三の年度にわたって実施された事業と同一と認められる事業（同一の市民活動団体が実施したものに限る。）
 - (2) 営利のみを目的とした事業
 - (3) 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業
 - (4) 学術的な研究のみを目的とした事業
 - (5) 調査のみを目的とした事業
 - (6) 武蔵村山市内の特定の地域住民だけによる事業
 - (7) 交流又は親睦のみを目的とした事業
 - (8) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
 - (9) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業（事業の公募）

第４条 市長は、協働事業の実施についての提案を募集しようとするときは、あらかじめ、公募の期間、選考審査の基準その他公募に必要な事項を規定した募集要項（以下単に「募集要項」という。）を定め、これを公表しなければならない。

（提案の手續）

第５条 協働事業の実施についての提案は、募集要綱に定める期日までに、次に掲げる書類を市長に提出してしなければならない。

- (1) 協働事業提案制度提案書（第１号様式）
 - (2) 協働事業提案制度企画書（第２号様式）
 - (3) 協働事業提案制度収支予算書（第３号様式）
 - (4) 提案団体概要書（第４号様式）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、募集要項に定める書類
- 2 前項の規定により提案をしようとする協働事業が協働型事業であるときは、当該提案をしよう

とする市民活動団体は、当該協働型事業を実施する上での課題等について、募集要項に定める期日までに、当該協働型事業についての市の担当課（以下「担当課」という。）に事前調整を申し出なければならない。

3 担当課は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なくこれに応ずるものとし、市民活動団体及び担当課は、当該事前調整において、対等な立場で協議し、協働事業を実施する上での課題等の解決を図るよう努めるものとする。

4 市民生活部地域振興課長は、前項の規定による協議の進行について必要な支援を行うものとする。

（採択の決定）

第6条 市長は、前条の規定による提案があったときは、第15条第1項の規定により置く武蔵村山市市民協働推進会議（同項を除き、以下「推進会議」という。）の意見を聴いた上で、当該提案に係る協働事業を採択するかどうかを決定するものとする。

2 推進会議は、前項の規定による求めがあったときは、前条第1項の規定により提出された書類の審査及び次項の規定による説明の聴取の結果を踏まえ、当該提案に係る協働事業の採択の適否について、市長に報告するものとする。

3 推進会議は、前条の規定による提案をした団体（以下「提案団体」という。）の代表者又はその関係者を会議に出席させて、説明を聴取することができる。この場合において、当該説明の聴取及びこれに伴う質疑は、原則として公開するものとする。

（決定の通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定による決定をしたときは、協働事業採択（不採択）通知書（第5号様式）により、提案団体に通知するものとする。

（決定の取消し）

第8条 市長は、提案団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の規定による採択の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。

(2) 市民活動団体に該当しなくなったとき。

(3) その他協働事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）として市長が適当でないと認めたとき。

（事業の実施時期）

第9条 実施団体は、第6条の規定により採択することに決定された協働事業の実施に関し市において新たに予算措置を講ずる必要がある場合においては、市が必要な予算措置を講じた後でなければ、当該協働事業を実施してはならない。

（予算措置）

第10条 協働事業の実施に関し必要な予算は、当該協働事業が協働型事業であるときは当該協働事業の担当課が、当該協働事業が団体育成型事業であるときは市民生活部地域振興課が、それぞれ計上するものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、別に定めるところにより、実施団体に対し、当該協働事業の実施に関する経費の補助として、次の各号に掲げる協働事業の区分に応じ、当該各号に定める額を限度として、補助金を交付するものとする。

(1) 協働型事業 1,000,000円

(2) 団体育成型事業 300,000円

(事業報告)

第12条 実施団体は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、協働事業提案制度事業結果報告書（第6号様式）を市長に提出するとともに、市と協働して、公開による事業報告会を開催しなければならない。

(事業の評価)

第13条 市長は、前条の規定による報告及び事業報告会が終了したときは、当該報告及び事業報告会における参加者の意見を踏まえ、当該報告に係る協働事業の評価を行うものとする。

2 市長は、前項の評価を行うに当たっては、あらかじめ推進会議の意見を聴くものとする。

3 推進会議は、前項の規定による求めがあった場合において必要があるときは、実施団体の代表者又はその関係者を会議に出席させて、説明を求めることができる。

(公表)

第14条 市長は、毎年度、前年度に実施した実施事業の内容及び実施状況、前条の規定による評価の結果等を公表するものとする。

(推進会議の設置)

第15条 第6条第1項及び第13条第2項の規定による求めに応じて協議する機関として、武蔵村山市市民協働推進会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、推進会議は、市長の求めに応じ市民協働の推進に関し必要な事項を協議して、その結果を市長に報告するものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱の廃止)

武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱（平成21年武蔵村山市訓令（乙）第91号）は、廃止する。

様式 一略一

**平成23年度
武蔵村山市協働事業提案制度
提案事業審査報告書**

平成23年12月

武蔵村山市市民協働推進会議